

東京都中学校体育連盟 剣道部

1. 民地ク - 様式2「東京都中学校体育連盟 加盟・登録申請書 民間地域クラブ(地域スポーツ団体等用)」について

(1) 条件中にある“当該競技を管轄する中央競技団体”とは公益財団法人全日本剣道連盟、“東京都競技団体”とは一般財団法人東京都剣道連盟となる。そのため、東京都中学校体育連盟剣道部に加盟・登録する団体は一般財団法人東京都剣道連盟の地域加盟団体(別記1)に登録されていることが必要である。ただし、この地域加盟団体が西東京剣道連盟の場合には、更にその加盟団体(別記2)に登録されていることで条件を満たすものとする。

別記1

千代田区剣道連盟	中央区剣道連盟	台東区剣道連盟	文京区剣道連盟
墨田区剣道連盟	江東区剣道連盟	葛飾区剣道連盟	江戸川区剣道連盟
足立区剣道連盟	新宿区剣道連盟	中野区剣道連盟	杉並区剣道連盟
渋谷区剣道連盟	世田谷区剣道連盟	港区剣道連盟	品川区剣道連盟
(一財)目黒区剣道連盟	大田区剣道連盟	豊島区剣道連盟	北区剣道連盟
荒川区剣道連盟	板橋区剣道連盟	練馬区剣道連盟	西東京剣道連盟

別記2

小平市剣道連盟	東村山市剣道連盟	清瀬市剣道連盟	西東京市剣友会
東久留米剣道連盟	東大和市剣道連盟	昭島市剣道協会	武蔵村山市剣道連盟
武蔵野剣道連盟	調布市剣道連盟	三鷹市剣道連盟	府中市剣道連盟
小金井市剣道連盟	国分寺剣友会	立川市剣道連盟	国立剣道連盟
狛江市剣道連盟	八王子市剣道連盟	日野市剣道連盟	八王子市剣道愛友会
町田市剣道連盟	多摩市剣道連盟	稲城市剣道連盟	青梅市剣道連盟
西多摩剣道暉光会	あきる野市剣道連盟	福生市剣道連盟	

2. 民地ク - 様式2「東京都中学校体育連盟 団体届出書 民間地域クラブ(地域スポーツ団体等用)」について

(1) 団体の届出について

- ① 団体名は東京都中学校体育連盟に加盟・登録を行う団体の名称を記入する。(例. 「〇〇剣道教室」「△△道場」)
- ② 登録競技団体については、日本の欄は東京都剣道連盟とし、東京都の欄に前出の別記1または別記2の加盟団体のいずれかを記入する。また、いずれも登録番号の記入は不要である。

- ③ 中体連登録支部については、上記登録競技団体と合致するものとする。(例. 千代田区剣道連盟出あれば千代田支部、小平市剣道連盟であれば小平支部)。不明の場合は東京都中学校体育連盟剣道部加盟・登録担当者まで問い合わせること。
- ④ 登録競技団体届出所在地の欄は、所属する別記1または別記2の加盟団体の住所を記入するのではなく、東京都中学校体育連盟に加盟・登録を行う団体について記入すること。この場合、上記中体連登録支部と異なっても差し支えない。
- ⑤ 代表者、連絡責任者、監督、指導者の登録については以下の通りとする。
 - a 代表者、連絡責任者、監督、指導者についてはそれぞれ兼任することが可能である。(4つの職を一人で兼ねることとも可能である)
 - b 監督、指導者の資格については「称号」「段位」およびその登録番号は「全剣連番号」を記入すること。また、全日本剣道連盟認定の「社会体育指導員(初級・中級・上級)」を有する場合は、その旨と当該の登録番号を記入する。
 - c いずれの者についても住所、TELは必ず記入すること。
 - d 連絡責任者にあつては、FAX及びE-mailの両方を記入することが望ましい。連絡責任者のFAXまたはE-mailが記入できない場合は、代表者、監督、指導者のうち少なくとも1名のFAXまたはE-mailを記入すること。

3. 民地ク - 様式3「東京都中学校体育連盟 登録選手一覧 民間地域クラブ(地域スポーツ団体等用)」について

- (1) 学校名に正式名称を用いるものとし、公立中学校の場合は「〇〇市(区町村)立△△中学校」と記入し、国立・都(県)立及び私立中学校の場合はそれぞれ学校名の前にその旨を明記すること。小・中一貫校、中等教育学校などの場合もこれらに準じること。
- (2) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。そのため、ここに登録した選手は学校から団体戦に出場することはできない。

4. 民地ク - 剣道別紙1「民間地域クラブ(地域スポーツ団体等)の加盟・登録に関する所属剣道連盟の証明書について

- (1) 証明する団体は、様式2に記入した東京都登録競技団体(前出の別記1または別記2の加盟団体のいずれか)である。
- (2) 証明者は、(1)の東京都登録競技団体における会長、理事長、事務責任者のいずれかとする。押印は私印を可とする。

※様式2および様式3の内容については、紙面による申請と同時に東京都中学校体育連盟剣道部ホームページからウェブ申請も行うこと。